

# 札幌中部民商

札幌市中央区  
南1条西14丁目  
TEL281-2808  
FAX281-2832  
Eメール  
info@tyu-min.com

## 中小業者に資金を回せ！

# 中小業者向け融資の充実を 中小企業庁が方針示す！

中小企業庁は、中小・小規模企業向け融資について、日本政策金融公庫(旧国金)・商工中金及び保証協会において、元本返済の猶予について、率先して前向きに取り組む方針を明確化しました。  
民商と一緒に「中小業者に資金を回せ」の声を広げていきましょう。

### セーフティネット保証は1年延長



2・8中小業者決起大会での省庁交渉を通じて、今年の3月末までと言われていたセーフティネット緊急保証制度が1年間延長されました(2010年3月末まで)。また指定業種も760に広がっています。  
民商・全商連では「指定業種ではなく、すべての業種を融資の対象にせよ」と引き続き関係省庁に申し入れています。

### 元本返済の一時猶予で

### 商売の建て直しを

元本返済猶予への取り組み強化について、①将来の返済見込み、②金利支払の継続、③民間金融機関による協調支援、などの要件を満たす場合には、元本返済の猶予に前向きに対応するとの方針を示しています。  
例えば、売上等の急激な減少によって資金繰りが困難になる中で、金利の支払いのみで元本返済を猶予する事で、営業の回復が見込まれ今後の正常返済できる見込みがあるあれば前向きに検討するとしています。

諦める前に民商へ相談しましょう。



4月6日付商工新聞1面で昨年入会したススキノ支部の新会員(伊藤)さんが紹介されています。カラー紙面に掲載されていますので、ぜひご覧下さい。

## 4月も出足早く!入会者迎える

1日には「会員のKさんから民商を勧められ」と旅行会社を経営しているOさんが入会。4日には「兄から民商はイイよと勧められた」と動物病院経営のFさんが入会しています。



### 民商はイイよと

### 勧められて

「年間増勢をめざして」全会で奮闘したものの、あと一歩及びませんでした。  
新年度の4月に入って2人の新会員を迎えています。  
引き続き仲間増やしの運動を全会員の参加で進めましょう。

## 消費税申告書の付表は 収支内訳書と同じ扱い

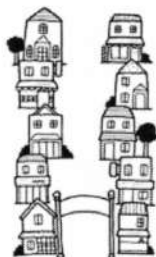
「税務署から『消費税申告書の付表を提出して下さい』との封書が来たがどうしたらいいのかわからないのか?と消費税の確定申告を行った会員からの問い合わせが相次いでいます。

さっそく札幌中税務署の総務課長に確認したところ「消費税申告書の付表(2・5)は収支内訳書と同じ扱いであり、提出しない事での罰則規定はありません」と回答が来ています。



## ☆アルバイト紹介☆

1月から尾谷みさお(おだにみさお)さんが、4月から榎本大樹(えのもとだいき)さんがアルバイトとして日常の業務に携わっています。  
皆さんの所に向う事もありますので、よろしくお願ひします。



## 札幌中部民商第36回定期総会 (中部民商共済会第26回定期総会)

日程:4月26日(日)午後1時  
(共済会総会は11時から行います)

場所:高教組センター(4F・大会議室)  
(中央区大通西12丁目 電話271-3627)

- \*各支部で総会や役員会を開き、代議員を選出しましょう。
- \*代議員が決まった支部はご連絡下さい。